

番号	掲載日	分類	Q	A
1	10月28日	登録 研修	日本薬剤師会からは、引き続き調剤したい者は旧通知廃止日(令和7年10月31日)までに改めて申告するよう連絡を受けているが、これに関して、 ①申告しなかった場合、調剤リストから削除されるのか。 ②申告せず(忘れていた等)、旧通知廃止後に引き続き調剤で申告したい場合は、新しいeラーニングを受ける必要があるか。 ③Formsの項目2(申請の種類)は「新規登録」で良いのか。	①ご理解のとおりです。 ②新しいeラーニングを受ける必要はなく、申告の際は「公表通知に掲載済み」と備考に記載してください。 ③ご理解のとおりです。
2	10月28日	登録	ちゃんとFormsの登録ができていないか不明だが、登録内容等を確認する方法はないか。	公表後、ご自身の掲載内容について確認をお願いします。 なお、リストは「調剤」と「販売」の2つに分かれますが、「販売」リストについては、要指導医薬品たる緊急避妊薬の流通が開始される少し前に公表することを予定しています。
3	10月28日	研修	従来のオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修を修了することでオンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤が可能となり、今回の公益財団法人日本薬剤師研修センターが実施する「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を修了することで調剤および販売が可能となると理解しているが、オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤に関する研修を修了していない薬剤師が、「緊急避妊薬の調剤及び販売に関するe-ラーニング」を修了した場合、「販売のみ」が可能となる理解で良いのか？もしくは、「調剤」および「販売」が可能となるのか？	「調剤」及び「販売」が可能です。 (e-ラーニングの最後の項目に「オンライン診療に伴う緊急避妊薬の調剤について」が設けられています)
4	10月28日	登録	既に「調剤」でForms上で一度登録しているが、今後、「販売・調剤」を予定している。 ①この場合、2度目以降の登録は「新規登録」、「登録内容変更」のどちらにすれば良いか。 ②また産婦人科医等との連携はまだでも先に登録して良いか。	①「登録内容変更」をお願いします。 ②販売の要件である連携構築後に、改めて申告をお願いします。
5	10月28日	登録	e-ラーニング研修修了番号の入手に時間がかかり、Formsの登録ができないができないが、どうすれば良いか。	番号が届くまでお待ちください。 なお、既に「調剤可能な薬局リスト」に記載されている方については、研修修了番号がなくとも登録可能です。 (研修修了番号は「販売」の登録のために必要ですが、実際に要指導医薬品たる緊急避妊薬が流通開始する少し前まで「販売リスト」は公表しませんので、急いで現時点で登録頂く必要はありません)
6	10月28日	登録	Formsの申告サイトはR7/11/1以降は無くなってしまうのか。	申告サイトは今後も使用するものであり、R7/11/1以降も使用可能です。
7	10月28日	登録	「要指導医薬品たる緊急避妊薬の販売が可能な薬局・店舗販売業の店舗及び薬剤師の一覧」についての「緊急避妊薬の調剤・販売に係る研修修了薬剤師一覧への登録申請」はいつまでが期限なのか。	期限はなく、いつでも可能です。 ただし、既に「調剤」を行っている薬剤師の方におかれましては、R7/11/1以降の調剤に関し、No.5に留意をお願いします。